

神奈川県海綾郡大磯町大磯千三百五拾壹番地

平民農 三宅 藤兵衛 (印)

嘉永元年四月生

同県同郡同町同字千三百四拾八番地

平民商 原 長藏 (印)

天保十一年九月生

同県同郡同町同字千二百六拾六番地

平民商 荻野 誠一 (印)

嘉永四年十一月生

同県同郡同町同字千二百六拾七番地

平民農 加藤 整吉 (印)

天保七年四月生

同県同郡同町同字千二百九拾七番地

平民農 杉岡 半右衛門 (印)

天保十一年三月生

同県同郡同町同字千三百七番地

平民農 三宅 定七 (印)

天保十一年三月生

同県同郡同町同字四百六拾八番地

平民農 鈴木 安右衛門 (印)

天保十年三月廿五日生

同県同郡同町同四百六拾壹番地

平民農 中川 金太郎 (印)

安政四年十一月十五日生

同県同郡同町同千八百五拾三番地

平民農 豊田 嘉兵衛 (印)

天保八年七月晦日生

同県同郡同町同千八百五拾八番地

平民農 渡辺 経治郎 (印)

嘉永三年四月八日生

同県同郡同町同千八百六拾壹番地

平民農 佐藤 儀兵衛 (印)

文政十二年五月十二日生

同県同郡同町同四百七拾四番地

平民農 島田 忠三郎 (印)

天保五年三月十八日生

同県同郡同町同字九百六十二番地

平民商 出口 利三 (印)

天保十二年八月生

同県同郡同町九百八十五番地

平民商 横田 金太郎 (印)

天保十二年四月生

同県同郡同町九百七十一番地
(同字脱)

平民商 片野 惣右衛門 (印)

弘化二年四月生

同県同郡同町九百六十八番地
(同字脱)

平民商 石内 好一 (印)

安政二年七月生

同県同郡同町九百六十六番地
(同字脱)

平民工業 須藤 善吉 (印)

天保七年二月生

同県同郡同町九百六十七番地
(同字脱)

平民工業 鈴木 長吉 (印)

天保七年正月生

同県同郡同町同字千八十三番地

平民農 石井源太左衛門 (印)

弘化三年十二月生

同県同郡同町同字千百三拾三番地

平民農 尾上 錠吉 (印)

安政五年八月生

同県同郡同町同字千百五番地

平民農 中川 良知 (印)

天保十二年二月生

同県同郡同町同字千四百四番地

平民農 宮代 謙吉 (印)

弘化元年七月生

同県同郡同町同字千百廿七番地

平民農 山本 秀三 (印)

天保八年十一月生

同県同郡同町同字千八十八番地

平民農 今村 利兵衛 (印)

弘化四年六月生

同県同郡同町同字千五拾七番地

平民農 鈴木 佐平 (印)

天保七年正月廿五日生

同県同郡同町同字千三拾貳番地

平民農 小島 壮三 (印)

天保十年六月廿六日生

同県同郡同町同字千三拾番地

平民商 鈴木 儀兵衛 (印)

嘉永六年十二月十七日生

同県同郡同町同字千四拾九番地

平民農 川崎末吉(印)

弘化四年六月十日生

同県同郡同町同字千四拾三番地

平民農 奥山良助(印)

嘉永元年三月三日生

同県同郡同町同字千四拾七番地

平民商 鈴木謙真(印)

弘化二年六月十一日生

同県同郡同町同字千五百九十七番地

平民農 船橋周蔵(印)

万延元年十一月生

同県同郡同町同字千五百九十六番地

平民商 岩田源兵衛(印)

天保二年正月生

同県同郡同町同字千五百七十三番地

平民農 三武弥左衛門(印)

文政二年二月生

同県同郡同町同字千六百九拾番地

平民質商 西海惣兵衛(印)

嘉永二年十一月生

同県同郡同町同字千五百八十九番地

平民農 川崎孫右衛門(印)

天保六年三月生

同県同郡同町同字千六百九十二番地

平民農 宮代勘治郎(印)

弘化元年十一月生

同県同郡同町同字千九拾六番地

平民農 石井市郎左衛門(印)

文政五年六月生

同県同郡同町同字千九百九十八番地

平民農 二宮久蔵(印)

天保六年九月生

同県同郡同町同字千二百六番地

平民農 伊藤源右衛門(印)

弘化二年二月生

同県同郡同町同字千二百拾四番地

平民農 波多野信蔵(印)

天保十三年九月生

同県同郡同町同字千二百廿六番地

平民農 渡 辺 平兵衛(印)

天保元年十二月生

同県同郡同町同字百三拾九番地

平民農 長 島 半兵衛(印)

嘉永三年六月生

同県同郡同町同字千百番地

平民農 宮 代 新太郎(印)

安政元年五月生

同県同郡同町同字千五百二拾番地

平民農 佐 藤 恵 洞(印)

天保十四年五月生

同県同郡同町同字千五百六十二番地

平民農 脇 安五郎(印)

慶応元年十二月生

同県同郡同町同字千四百四番地

平民商 真 間 政 吉(印)

安政六年十二月生

同県同郡同町同字千四百九十四番地

平民商 宮 代 伊右衛門(印)

嘉永六年十二月生

同県同郡同町同字千三百四十二番地

平民農 真 間 長五郎(印)

嘉永二年四月生

同県同郡同町西小磯百廿三番地

平民農 柳田五郎左衛門(印)

文政六年十一月生

同県同郡同町同字四拾壹番地

平民農 江藤四郎左衛門(印)

文政二年四月生

同県同郡同町同字百廿四番地

平民農 波多野庄左衛門(印)

文政六年八月生

同県同郡同町同字百四拾八番地

平民農 柳 田 幸 七(印)

文政十二年四月生

同県同郡同町同字七拾番地

平民農 土屋市郎左衛門(印)

弘化三年十月生

同県同郡同町同字四拾番地

平民農 鈴木 五右衛門(印)

文政七年七月生

同県同郡同町同字三百四十番地

平民農 西方 伝兵衛(印)

文化十二年五月生

同県同郡同町同字三百四十七番地

平民農 仲川 仙右衛門(印)

天保九年九月生

同県同郡同町同字二百廿六番地

平民農 小見 忠兵衛(印)

天保八年十一月生

同県同郡同町同字六百拾二番地

平民農 仲手川半左衛門(印)

天保七年三月生

同県同郡同町同字五百四十八番地

平民農 二挺木 長兵衛(印)

天保九年五月生

同県同郡同町同字二百廿七番地

平民農 渡辺 平兵衛(印)

嘉永五年十月生

(注) 本資料は明治二十四年下半年のものとして推定される。
(中川家文書) 大磯町教育委員会蔵

一八三 久良岐 橋樹 都筑三郡地価修正請願同盟会

規則

久良岐橋樹都筑三郡地価修正請願同盟会規則

第一条 本会ハ三郡地価修正請願同盟者ノ結合ニシテ政府及貴衆両

院へ地価修正ヲ請願シ地租ノ軽減ヲ貫徹センコトヲ目的トス

第二条 本会ハ県下各郡ノ同盟会ト連合一致シ而シテ一府十九県ノ

地価修正請願同盟へ加入シ地価修正請願ノ準備ヲ計画スルモノト

ス

第三条 本会ハ会場ヲ神奈川町ニ置ク

第四条 本会ノ会員ハ各郡ノ地主ヲ以テ組織ス

第五条 本会ハ時宜ニ依リ委員会ヲ開キ地価修正請願ノ手続ヲ協議

シ其状況ヲ会員ニ報告スルモノトス

第六条 本会ニ委員三名町村ニ委員三名ヲ置ク

第七条 本会委員ハ町村委員ノ互選トシ町村委員ハ其町村会員中ヨ

リ選挙シ其任期ハ六ヶ月トス

第八条 本会委員ハ地価修正ノ方法ヲ調査シ本会ノ諸務ヲ整理担任

ス

第九条 本会委員ハ本県同盟会及一府十九県連合同盟会へ出席シ本会ヲ代表シテ意見ヲ述フルモノトス

第十条 町村委員ハ会費ヲ徴収シ町村会員ノ諸務ヲ整理担任ス

第十一条 本会ノ費用ハ適宜ノ方法ヲ以テ会員ニ於テ分担スルモノトス

トス

第十二条 本会委員ハ会議及ヒ調査ノ件ニ付他ニ出張スルトキハ旅費手当ヲ支給ス其額ハ会議ノ決議ヲ以テ定ム

第十三条 本会ハ廿四年九月ヨリ設置シ来年二月ヲ限り散会ス尤モ時宜ニ依リ衆議ニ付シテ伸縮スルコトアルベシ

第十四条 本会ニ要スル經費ハ予算ヲ定メ委員会ノ決議ヲ以テ確定ス

第十五条 本会ノ規約ハ委員会ニ於テ三分ノ一以上ノ動議ニアラサレハ加除更正スルコトヲ得ス

(飯田助丸氏蔵)

一八三 地価修正請願書

地価修正請願書

我邦従来農ヲ以テ建国ノ基本トナス然レトモ當時未タ税法晰ナラス

數理精カラス是ヲ以唯僅ニ檢地竿入等散漫ナル手段ニ由リ面積稅率ヲ規定シタル者ニシテ其不完全ナル洵ニ弁ヲ俟サル也加ルニ所在地頭領主ヲ異ニセンカ故ニ広狭均カラス輕重一ナラス甘苦其平ヲ得スシテ河ノ南北モ猶且恩怨ヲ異ニスルノ觀アリシ也

明治大政維新侯伯其版圖ヲ奉還シ全國再ヒ 皇沢ニ沐浴スルニ道ンテハ奈何ソ之レヲ忽諸ニ付スヘケンヤ宜ク画一平等ノ方針ニヨリ広狹輕重ノ弊ヲ矯正シ恩ニ感シ怨々泣クノ民ナカラシメンコトヲ期セサルヘカラス我政府ガ明治六年發布シタル地租改正条例ノ主意蓋シ茲ニアルカ然リ而シテ我政府ハ此條例ニ由リ米価ヲ以地価ノ本位トナシ土地測量ヲ行ヒ地租改正ヲ実行シタリ然レトモ當時運輸交通ノ便未タ充分ナラス是ヲ以テ全國ヲ串通スル米価ナカリシノミナラス所在著キ相異アルヲ見ル加之歲月ヲ費スノ長キ明治六年ヨリ十四年ニ度ル九年間各地各年ノ相場非常ナル懸隔ヲ示シ殊ニ財政ノ紀綱未タ其緒ニ就カサルノ初ニ際シ紙幣ノ増減常経ヲ外レ為ニ物価ノ動揺甚ク一上一下乱貴賤更ニ底止スル所ナシ是ヲ以本位米価ニ就テ到底精確ノ算定ヲナス能ハサリシ也

初メ政府ハ全國ヲシテ平等均一ノ比率ニ從ハシメンコトヲ期シタルニ相違ナカル可シ然レトモ上来ノ事情ハ突ニ有司ヲシテ能ク此一大艱難事業ヲ落シ得ルヤ否ヤニ就テ危疑ノ念ヲ抱カシメシ者アル信セ

(つ脱)

スンハアラス故ニ有司ハ焦心苦慮ノ極先ニ策ヲ画シ二三地方ニ試行シ誘フニ低廉ノ地価ト寛広ノ面積ヲ以テシ之ニ因テ他ヲ勧誘シテ地租改正ニ着手セシメ漸ク正經ノ秩序ニ至ラシメメンコトヲ期セリ既ニ着手スルノ後其功ヲ奏スルニ至ルマテ歳ヲ閱スル十年ノ久キニ度ル於是乎官吏悉ク疲憊シ人民漸ク倦怠争フテ事ノ終ルヲ望ミ又利害得失ヲ源究セサル者アルニ至レリ間々旧石高ノ收穫ヲ割当若ハ負担額ヲ計量シテ之レヲ郡村ニ割賦シ以テ方々此事ノ局ヲ結ヘル者少トセス故ニ最初ニ着手セル者ハ頗ル寛典ニ浴シ中ニ從事セル者稍正當ヲ得終リハ幾ント濫ニ失ス而シテ其稍正當ト称スルモノ又前段述ルカ如ク各地甚タ異ナルノミナラス高低常ナキノ米価ヲ以テ地価ノ本位トナセルモノ也况ヤ其他オヤ當時測定シタル地積未タ必スシモ完然ナラサリシハ某等ノ視聽ニ上ル者已ニ久シ加之當時算出シタル地価ト之ニ比例スル地租ノ如キ頗ル失當ノ者亦多ク未タ三年ヲ出テサルニ早ク已ニ幾多ノ米租息納者ヲ出スニ至レリ是經濟上恐慌ニ依ルトハ言ヘ地価ノ當ヲ得サリシモノ与テ更ニ大ナル原因タラサレハアラ

ス

吾人ハ別ニ明細ナル修正意見表ヲ添付シタルヲ以テ是等地価本位ノ甚タ乱雜ナルハ一見了解セラルヘシト信ス今ヤ運輸交通ノ便大ニ開ケ當時僅ニ数十哩ニ過キサリシ鐵路ハ將ニ正ニ全国ニ普及セントス

ルニ至リ山間僻地モ都府市街モ甚シク米価ニ高低ヲ示サス加フルニ兌換ノ制確立スル既ニ久シク物価亦安定シ漸ク米価ノ真位ヲ知ルニ難カラサラントスルニ至レリ此ニ於テカ各県ニ於ケル制定の地価ト売買の地価ノ間著キ貴賤高低ノ差瞭然トシテ覆フ可カラス當ニ覆フヘカラサルノミナラス從來山堅重畳ノ間ニ在テ米価ノ卑賤ナリシ地モ今ヤ鐵路ノ便ニ拠リ忽其価ヲ騰貴シ先キニハ他州ヨリ高貴ニ買入レタルモノモ今ヤ低廉ニ輸入スルニ至リ前者ハ大ニ其地価ヲ騰貴シ後者ハ却テ之ヲ低落セシメ此等相場ノ平均ニ依リ各地交々損益ヲ異ニシ到底當時算定ノ地価乃現行地価ノ甚シキ不平均ニ堪フヘカラサラシムルニ至レリ曩ニ政府ハ特別地価修正ノ挙ヲナセリト雖トモ是レ其尤トモ甚シキ者ニ就テ尤トモ僅カナル救済ヲ与ヘシニ過キスシテ頗ル不充分ナルヲ免レサルナリ若シ夫レ完全ヲ希望セハ此際再ヒ地租改正ヲ施行スルニ如クナシト雖トモ是固ヨリ百年ノ至難事業豈屢々スルヲ得ヘケンヤ且夫レ當時ノ事業今ニ於テ用ユヘカラサルモノ地価ノミ地価ノ本位ハ米価ナリ米価ヤ一時變動アリシモ要スルニ最近五年間ハ殆ント一定ノ進ミヲナセリ蓋シ其然ル所以ノ者ハ運輸交通ノ便ニヨリ米ノ需用供給先ツ全国ニ平均スルニ依ラスンハアラス之レヲ以先ツ米価ヲ標準トスルモ甚シキ誤謬ナカルヘシ何トナレハ之ヨリ下ランカ全国共ニ下ラン之ヨリ上ラン^{分地}全国共ニ上ラン騰貴

スルモ低落スルモ同比例ヲ外ル、コトナカルヘケレハナリ故ニ今日ニ於テハ地価ノ本位タル米価ヲ知ルハ容易ナリ

今日ノ急務ハ新ニ出テ来レル本位ニ従カヒ悉ク全国耕地ノ価格ヲ改算シ以全国均一ノ負担ヲナサシムルニ在リ故ニ吾人ハ恭シテ左ニ請願ス

一 各府県ニ於テ調査シタル最近五年間平均ノ米価ヲ標準トナシ現在各府県耕地ノ地価ヲ改算スル事

吾人カ敢テ此請願ヲ提出スル所以ノモノハ上来論述スルカ如ク正經至当ノ論理アルカ為ナリ謹ンテ精密ノ統計ヲ具シ修正ノ意見ヲ付シテ進達ス冀クハ神聖有力ナル我^{衆議院}貴^{議院}族^院院ノ決議ニ付セラレンコトヲ区々ノ微衷肯テ赤心ヲ吐ク 頓首

明治廿四年二月

神奈川県橋樹郡大綱村千貳百六十一番地平民

飯田 快三(印)

嘉永五年八月十八日生

全県全郡全村貳百壹番地平民

椎橋 宗輔(印)

天保九年十二月廿一日生

全県全郡全村九十四番地平民

全県全郡全村千九十番地平民

吉田 徳次郎(印)
万延元年四月一日生

伊東 伊輔(印)
文久元年三月十四日生

全県全郡全村四十三番地平民

吉田 金作(印)
文久二年四月五日生

全県全郡全村千百十七番地平民

伊東 政吉(印)
文久二年六月十五日生

全県全郡全村千百五十六番地平民

吉田 喜助(印)
元治元年十月六日生

(飯田助丸氏蔵)

(注) 大磯町教育委員会所蔵資料に同様のものがある。

一八四 橋樹久良岐 都筑三郡地価修正請願費予算

決議書

三郡地価修正請願費予算決議書

一 金百參拾六円五拾九銭 支出予算

但橋樹久良岐都筑三郡地租金拾參万六千五百九拾壹円九拾銭ニ

割地租金壹円ニ付壹厘宛ノ目的ヲ以テ出金スルモノトシ支出

ノ細目左ノ如シ

一 委員手当ハ東京同盟事務所へ出頭スルトキハ一日金壹円トシ本

会委員会及県下各郡へ出張スル手当一日金七拾銭トシ別ニ東京同

盟事務所へ出張スル旅費ハ汽車料ノ下等ヲ付与ス管内出張旅費ハ

一里金八銭ノ積リ

一 雇書記ハ一日金五拾銭小使ハ一日金三拾銭トス

一 借家料ハ一日金壹円五拾銭トス

一 郵電費及印刷料紙墨炭薪其他諸雜費ハ實際支用ヲ要スルモノニ

限り付与スルモノトス

右之通本日委員会ニ於テ決議候ニ付テハ重テ異議無之タメ茲ニ署名

捺印スルモノナリ

明治廿四年九月十九日

添田 知義印 桜井 光興印

平沼 九兵衛印 井田 文三印

佐藤 貞幹印 田辺 新六印

岡重 孝印 鈴木 政右衛門印

一八五 地価修正請願運動関係書簡(二一三)

(一)

拜啓時下残暑甚敷候処益々健全奉大賀儀

陳者曾テ新聞紙上ニテ御承知も可有之去五月ノ中旬大坂府外十九県

連合ニテ大坂ニ於イテ大会ヲ開キ地価修正請願同盟会ヲ組織シ同会

ノ決議ニテ去六月ヨリ東京ニ事務所ヲ設ケ各府県ヨリ委員ヲ上京セ

シメ目下専ラ修正請願ノ方法取調中ノ由ニテ別紙調査表送付有之且

同会委員本県下遊説トシテ去日出張有之面会ノ上意見ヲ聞クニ至極

請願ノ方針も相当ト存候間本県下ニ於ても各郡ニ加盟者有之就テハ

此事タルヤ政党問題ニアラスシテ国民一般挙テ希望スル所ナレハ本

郡ニ於テモ同盟いたし度候間不取敢本郡久良岐都築三郡同僚会ヲ開

キ篤と御協議申度候ニ付炎暑中甚乍御足労万障御操合来ル廿三日正

午十二時ヲ期シ神奈川台田中屋え御来会被下度御案内申上候此段得

貴意度如斯ニ御座候 匆々敬具

八月十五日

添田知義

(飯田助丸氏藏)

飯田幽谷大兄

金子久林

別表(注)武葉御參考之為メ差上候也

(注) 別紙別表とも欠。この書簡は明治二十四年八月十五日付のものである。

(二)

拜啓子而御承知も可有之地価修正請願之件大坂府外十九県ニおゐて地価修正請願同盟事務所を設け該所ニおゐて山口県を比例として調査したるに宮城県(注)の如きは最下低にて既に本県の如きは武倍三分余の増額となり島根岡山等に継ぎ高点の第四に当たり実(マ)に驚痛之至にあらすや依之本県下同盟会を設け運動いたし候目途ニ付本県及久良岐都筑の三郡を以同盟会を設置し政府及貴衆両議院へ請願し地租の軽減を貫徹いたし度就而者さし向き加盟者之内町村委員若干名を定め互選ニて常設委員若干名を定め諸務の整理上担当いたさせ候積り該費用は地租金老田ニ付金三厘以内を以完結の目的ニ付為御承引大字限り御相談被下地租を納むるものは加盟相成候様御尽力之様御依(願脱)およひ候 勿々不一

二申乍御手数来九月二日までに成否御回答被下度御依頼申上候
廿四年八月廿八日 飯田快三

(三)

拜復時下残暑甚敷益御健勝奉賀候陳者去日ハ失敬ニ候却説御談合申置候地価修正請願同盟人員御報知相成御手数多謝ニ候尚同伴ニ付来ル八日三郡設立委員ノ集会ヲ開キ経費ノ予算及ヒ加盟者ノ確定ナシ(ヲ脱)大会ノ準備等御相談申度ニ付同日午後一時本郡役所へ向ケ御来車被下度此段御通知ニ及候也

(注) この葉書は明治二十四年九月五日付飯田快三宛添田知義のものである。

(四)

拜啓陳者去八日集会ノ節貴翰拜誦仕候処目今眼病ニテ御困り之由嘸々御難養ト奉存候乍併流行眼ナレハ近ク御善愈必然ノコトト存候扱当日ノ集議ニ予算相定目下印刷中ニ有之候三郡大会ハ来ル十七八日頃開会ノ手配ニ候別段異論者無之決定いたし候委細ハ両三日中ニ印刷物御送付ノトキ可申上候右当用如斯ニ候也

(注) この葉書は明治二十四年九月十日付飯田快三宛添田知義のものである。

第3章 地租軽減 地価修正

(五) 拜啓陳ハ昨日出京請願書ハ今五日奉呈相済就テハ地価修正問題来ル
八九兩日頃ハ衆議院ノ討論ニ相成候由ニ付来ル八日御傍聴ヲ兼一方
事務も有之ニ付一兩日滞在候積リニテ御出京相成度如何(マ)レ郡長送迎
会ニ委細可申尽候也

十二月五日

(注) この書簡は明治二十四年十二月五日付飯田快三宛添田知義のもので
ある。

(六)

拜啓陳者兼テ御心配被下候地価修正問題之義去十八日以来廿五年度
予算ノ議事ニ取掛リ跡廻シト相成甚不都合ニ付修正派ノ代議士ヨリ
緊急動議ヲ提出致サセ漸ク問題トナリ昨廿一日第二説会ノ議事ヲ開
クコトニ決定シ昨日午後一時ヨリ開儀セシニ天春又衛提出案ニ大多
数ニテ第二説会ヲ可決シ尚引続第三説会則チ確定議ヲ請求セシニ之
レモ大多数ニテ決定シ衆議院ハ修正ノ事ニ確定セリ之レ実ニ天下国
民ノ希望昨日ニシテ貫徹シ輿論ノ勢力恐ルヘシ右ニ付不取敢今廿二
日修正派各府県ノ委員打寄祝宴ヲ江東中村樓ニテ相開キ候筈ニ有之
就テハ各府県ノ出京人ハ貳百名モ有之然ルニ我カ県ノ委員及ヒ出席

人ハ僅々貳三名ニテ如何ニモ我県下ノ恥辱ニ有之殊ニ此祝宴ハ貴族
院議員諸君ニ対シ示威運動ニテ修正派ノ勢力ヲ輝シノノ策略上ニ有
之故ニ可成多数ノ出席ヲ望ミ且大祝宴ヲ開ク義ニ付歳末御多忙トハ
存候得共是非御繰合午後二時までニ御来会被成下度右等ノ手配之為
メ拙者昨夜終列車ニテ帰宅シ夜中各所ニ急書ヲ発セシ次第ニ有之夫
是御酌量御出席之程偏ニ奉願候右当用取急キ書外尚可申述候 匆々
不一

十二月廿二日

飯田快三殿

知 義

(注) この書簡は明治二十四年十二月二十一日付のものである。

(七)

拜啓陳者去廿五日ハ突然衆議院ノ解散ニテ実ニ意想外之大英断ニテ
恐愕之至ニ御座候地価修正一件も漸々下院ノ議決ヲ経テ貴族院ノ通
過ヲ望ミ居候所今回ノ解散ニテ尽力も水泡ニ属シ甚タ遺憾之事ニ候
乍併国民輿論ノアル所ヲ示シタレハ第三期議會ニテモ必ス可決スル
モノト存候拟今回之解散ニ就テハ後任代議士ノ選挙之レナリ実ニ此
度ハ篤と御相談ノ上ニテ人選いたし度候夫是来一月五日新年宴会之
節御協議いたし度候且地価修正一件継続之義も有之旁同日ハ万障御

練合午前十時までに御出席被下度御依頼申上候此義他ノ諸氏エも御通知申置候右者当用まで書外来春拜肩方々可申候 草々不悉

十二月廿八日

知 義

飯田賢兄責下

(注) この書簡は明治二十四年十二月二十八日付のものである。

(八)

拜啓陳者地価修正問題ノ世論ニ上リシ以来吾同盟府県ノ有志ハ東奔西馳日モ亦足ラス遂ニ衆議院ニ於テ大多数ノ決議ヲ為スニ至リ候段素ヨリ地価修正其モノ、正理公論タルニ職由スルハ論ヲ俟タス候得共抑モ亦偏ニ有志諸君カ敢為勇進万艱ヲ凌キ百難ヲ排シ辛苦經營シタルノ結果ナリト相信シ候今ヤ一朝衆議院解散ノ不幸ニ遭遇シ為メニ地価修正事業ノ大成ヲシテ遅緩ナラシメタルノ憾ナシトセサルモ是レ畢竟政海ノ常態亦深ク憂トスルニ足ラサル義ト存候吾同志ハ倍々進テ不撓不屈ノ精神ヲ鼓舞シ誓テ此目的ヲ貫徹スヘキハ敢テ不肖等ノ言ヲ俟タサル所ナリト被存候而シテ其目的ヲ貫徹スル更ニ次期代議士撰挙ノ結果奈何ニヨリ予テ他日ノ成否ヲトスルニ足ルヘク諸君カ国家ノ為メ多年ノ宿望ヲ達シ尽瘁竭カスヘキ緊要ノ時機ナリト存候其代議士撰挙ノ結果ニシテ依然前会ノ如ク吾修正派ノ議員多

ク勝ヲ占メンカ夫ニ慶賀ノ至ナリト雖モ若シ不幸ニシテ反对者ノ勝利ニ掃センカ吾修正派カ既往幾多ノ經營ト将来多望ノ目的トハ忽チ蹉躓ノ厄運ニ罹リ国家ノ為メ痛惜悲哀ノ境遇ニ沈淪セサル可カラサル義ト焦心苦慮ニ不堪候是レ諸君カ目下寸時モ輕忽ニ看過スベカラル最要緊急ノ時機ニシテ素ヨリ夙ニ深慮画策相成候義タルハ申迄モ無之候得共此上一層御尽力ヲ賜リ度茲ニ同盟府県評議委員会決議書御配付ニ際シ聊カ一言ヲ添へ得貴意候草々敬具

明治二十五年一月

板 東 勘五郎

木 村 誓太郎

秋 岡 義 一

飯田快三殿

(九)

拜啓陳者本月五日宴会之節御相談申候地価修正請願費第二回御出金之分来ル廿七日郡役所会同之節御持参被下度此段及御依頼申候也

一月廿四日

(注) この葉書は明治二十五年一月二十四日付飯田快三宛添田知義のものである。

(一)

拝啓陳者第三期帝國議會エ地価修正問題提出スルコトニ決定致右ニ
付来五月一日午後一時ヲ期シ江東中村楼ニ於テ各府県同盟者ノ大会
ヲ開キ輿論ノ大勢ヲ示シ貴衆兩院之賛成ヲ得今回ハ是非実行ヲ得度
就テハ可成多数ノ出席ヲ希望スル義ニ有之候間乍御多忙御繰合必ス
同日御来会被下度奉仰候殊ニ山田等ニ対シテも本郡熱望ノ示威ヲ知
ラシムルモ大ニ将来ノ策ト存候間夫是御出席被下度候此義権橋其他
エも御通知被下可成多数ノ御出頭奉^(マ)待候右得貴意度御通知旁如斯
ニ御座候 草々不一

四月廿五日

添田知義

飯田快三様

貴下

尚々子安中原両氏エも出席ヲ仰キ望候也

(注) この書簡は明治二十五年四月二十五日付のものである。

(二)

拝啓地価修正同盟者大会之儀五月一月開会之処都合ニ依リ同月五日
午後一時ヨリ東京市江東中村楼ニ相開キ候条御来会被成下度此段得
貴意候也

四月二十八日

在東京
添田知義

(注) この葉書は明治二十五年四月二十八日付飯田快三宛のものである。

(三)

拝啓陳者兼而御通知申置候地価修正一件目下単行並行ノ二論ニテ実
ニ緊要ノ場合ニ付明後五日江東中村楼大会ニハ是非御繰合御来会被
成下度重而御通知申入候也

五月三日

(注) この葉書は、明治二十五年五月三日付飯田快三宛添田知義のもので

ある。

(四)

拝啓陳者今十四日地価修正問題大多数ニテ衆議院確定ス此旨同盟諸
氏エ御通知相成度不取敢御報告申入候也

五月十四日 后六時

(飯田助丸氏藏)

(注) この葉書は明治二十五年五月十四日付飯田快三宛添田知義のもので

ある。

一八六 地価修正請願書

地価修正請願書

神奈川県 謹テ一書ヲ貴族院議長侯爵蜂須賀茂昭殿閣下ニ呈シ地価修正ノ義ヲ請願ス

抑我國現制地価ノ不権衡ニシテ地租負担ノ偏重甚タ失衡アリ之レヲ矯正シ公平均一二期セシメンコトヲ企図スルハ天下國民輿論ノ唱道スル所之レカ是非ヲ喋々セザルモ大勢ノ嚮フ所復タ動スヘカラザル定論ナリ故ニ第一期議會以來地価修正ノ必要ヲ請願スル府県二十有七ノ多キニ至ル已ニ其上願書ヲ呈スルコト四回ニ及フ殊ニ昨年第四期議會ノ開会ニ臨ミ該修正法案ノ提出ヲ政府ニ懇願セシニ現内閣ハ此問題ニ就キ國民輿論ノ大勢ト衆議院可決ノ経歴トヲ考ミ地租ノ偏重ニ失スル部分ニ限り修正ノ必要ヲ認メラレ田畑特別修正法案ヲ提出セラレ之レト同時ニ内閣総理大臣ハ開会ニ臨ミ第一ニ施政ノ方針トシテ演説ニ曰ク国家經濟ノ發達ヲ凶ル政策ノ一著手トシテ此ニ農民ノ負擔スル田畑地価ノ偏重失衡ノ甚シキモノヲ低減セントス抑モ地価ノ均一ヲ欠ケルハ独リ民間ニ於テ物議アルノミナラス政府ニ於テモ亦夙ニ其偏重アルヲ憂ヒ常ニ其調査ニ怠ラザリシ而シテ今ヤ其結果トシテ將ニ之レヲ決行セントスト公示セラレタリ之レ現内閣カ

國民ニ対シ意志ヲ發表シ改租以來十有八九年ノ久シキ最大困難ヲ感ズル偏重負担ノ疾苦ヲ免レシメ我國ノ地租ノ公平均一二期シ恩ニ感じ怨ニ泣クノ民ナカランメントノ主意ヲ以テ該法案ヲ提出セラレタルヤ明ナリトス其當時我々農民等ハ始テ積年ノ宿望ヲ達スルノ時至レリト心竊ニ感喜仕貴衆兩院ノ決議如何ンヲ待ツニ衆議院ハ前例ニ依リ忽チ大多數ニテ可決セラレタルニ豈計ラン貴院ニ於テハ之レニ反対セラレ其理由ヲ聞クニ目下社会殖産工業進歩發達ニ際シ鉄道ノ布設港湾ノ修築運輸交通ノ便治水ノ改修等其他専ラ起工經營ノ時ニ當リ現制地価ヲ修正スルモ今後数年ヲ出デズ運輸交通ノ變遷ニ依リ物価ノ高低ヲ來タシ再ヒ地価ノ異動ヲ生スルトノ懸念ヲ懷カレ特ニ国防軍備ノ不完全ナル今日国家經濟ノ財源ヲ減縮シ地価ヲ修正低減スルカ如キハ大計ヲ誤リタル不政策ナリトノ見解ヲ下シ終ニ本案ハ否決ノ不幸ニ遭遇シ我々農民等ノ渴望ハ空シク消滅シ実ニ悲歎ニ堪エザル所ナリ然レトモ本問題タル第一期議會以來每期請願書ヲ呈シ修正ノ必要ヲ詳細列記縷陳セシ如ク輿論ノ大勢必成テ期セザレバ飽マデ止マラザル決心アルハ昭明スル所ナリ又政府モ夙ニ地租ノ偏重アルヲ憂ヒ之レカ低減ヲ決行セントヲ怠ラザリシト公言シ務メテ國民ノ疾苦ヲ免除セントヲ望マル、ニ拘ラス独リ貴院ニ於テ反対セラレタル理由ハ甚タ了解ニ苦ム所ナリト雖モ是又国家前途ヲ思ヒ

今後世態ノ變遷ト共ニ地価ノ異動ヲ生スヘク且國庫財源ニ乏シク新稅ヲ起サ、レハ決行スルコト難シトノ判斷ヲ付セラレ勢ヒ愛ニ至リシモノト推考セシモ如何ンセン積年國民ガ苦心ノ感害ヲ除カント欲シ挙テ必成ヲ熱望スルノミナラズ抑又一國租稅法ニシテ同一物ニ偏重偏輕アルハ第一我國稅法ノ根元ヲ誤リタル一大欠点ニシテ此不公正不利ナル稅法ヲ現存シ置クハ政事上甚シキ失体ニシテ之レカ改良矯正ヲ計ルハ何人ノ責任ソヤ之レ今日立憲政度ヲ執行スル權利アル議員諸君カ当然尽スヘキノ職務ナルヤ論ヲ俟タズ況ンヤ現在國庫多額ノ剩余金アリテ正ニ之レカ処分ノ方法考案中ナリト聞ク此時ニ當リ地価ノ低減ヲ成スハ最モ時機ヲ得タル所ニシテ若シ此機ヲ失シ他日之レヲ求ムルノ時アルヤ否決シテ之ナキノミナラズ目下緊急重大ノ問題ナレハ^(マ)閑慢ニ付シ置カ如キハ憲法ノ御主意ニ悖リ立憲政ノ大ナル汚点ト言フモ敢テ過言ニアラス依之本年議會ニ於テ速ニ修正法案ヲ可決セラレ農民ノ疾苦ヲ除却シ始メテ立憲政ノ美譽ニ浴セシメラレンコトヲ希望ノ至リニ堪エス若シ然ラズ又モ第四期議會ノ如ク否決ノ不幸アリタルトキハ我々ニ於テモ決心スル所アリ第一期議會以來已ニ四箇年ノ星霜ヲ經テ請願五回ニ及ブ其間専ラ謹身着実ヲ旨トシ哀願ヲ成スモ其意徹底セザル以上ハ本年ノ議會ニ對シ覺悟ナカルベカラズ是皆修正法案ニ重キヲ置クノ結果ニシテ或ハ行政ノ進路

ニ就キ國家ノ治安ヲ害スルノ舉動アルヤモ難計此問題ニ對シ國民ノ輿論最早積極的ニ進ミ必成ヲ期シテ止マザレハ伏テ願クハ賢明ナル議員諸君能ク此民情ヲ視察セラレ本年ノ議會ニ於テ必ス修正法案ヲ可決セラレ畏クモ〔賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメトノ〕上諭ニ背カス速ニ施行ニ至ランコトヲ某等懇願ノ至リニ堪エス誠惶頓首再拜

(注) 本資料は明治二十六年のものと推定される。

(添田茂樹氏藏)

一七七 地租増徴案反對請願書

非地租増徴請願書

今ヤ第十三議會ニ際シ政府ハ三十二年度歳入予算ニ地租ヲ百分ノ四ト為ス増徴案ヲ発セリ熟ラ考フルニ帝國ノ財政ヲシテ今日ノ困憊ヲ誘致セシハ第九議會ニ軍備擴張ヲ過大ニ失シタルニ基因ス実ニ世界ニ名譽ヲ顯彰スヘキ戰役ハ却テ國家ノ疲弊ヲ来タシ列強ノ侮辱ヲ速クノ非運ニ陥ル之レ當時ノ為政者ニ確乎不拔ノ見識無カリシト軍人跋扈僭越ノ行為有リシトニ帰ス要スルニ軍備ヲ国力ト民度トニ照応シテ宜ク之ヲ緊縮スルニ非ラサルヨリハ総テノ増稅ハ終ニ焦石ニ水ヲ注クト一般財政ノ整理ハ言フヘクシテ其實ヲ收ムル能ハサルヘシ

殊ニ兵員ヲ倍加シタルモ地租ヲ増徴スルモ共ニ比較上農民ノ負担ヲ加重ナラシムルコトハ興業ノ認ムル所ナリ然ルニ当局有司等天下ニ告白シ能ハサル私情ノ為メニ若シ誤テ此際地租増徴案ヲ通過スル如キアラハ只ニ農民ヲ疾苦ニ擠ル、ノミナラス終ニ帝国ノ体面ヲ汚損スル莫キヲ保スヘカラス是レ偏ニ地租増徴ヲ非トスル所以也冀クハ貴院ニ於テ速カニ地租増徴案ヲ否決セラレンコトヲ敢テ情ヲ陳シ謹テ請願候也

明治三十一年十二月

神奈川県武蔵国都筑郡

中里村大字下谷本

吉浜 一作(印)	飯田 政五郎(印)	飯田 佐兵衛(印)	吉浜 島吉(印)
飯田 七藏(印)	飯田 角右衛門(印)	飯田 又市(印)	鈴木 乙八(印)
飯田 伊兵衛(印)	飯田 駒吉(印)	飯田 清五郎(印)	谷本 与市(印)
飯田 金兵衛(印)	飯田 仙藏(印)	飯田 良治(印)	中島 □治郎(印)
飯田 隼次郎(印)	飯田 甚吉(印)	飯田 廉之助(印)	中村 仲治郎(印)
飯田 国藏(印)	飯田 房吉(印)	飯田 来藏(印)	中島 平治郎(印)
飯田 元右衛門(印)	安藤 力藏(印)	飯田 藤三郎(印)	中嶋 仙太郎(印)
飯田 嘉平次(印)	飯田 万太郎(印)	飯田 万藏(印)	中嶋 米藏(印)
飯田 新次郎(印)	飯田 由兵衛(印)	飯田 初五郎(印)	中嶋 鉄五郎(印)
		飯田 伝藏(印)	加藤 甚太郎(印)
		飯田 榎藏(印)	德江 太市(印)
		飯田 政右衛門(印)	柳下 三津五郎(印)
		飯田 喜太郎(印)	柳下 半藏(印)
		小島 要藏(印)	小嶋 四方藏(印)
		小島 兼吉(印)	吉浜 源次郎(印)
		小島 源助(印)	柳下 力藏(印)
		内野 秀次郎(印)	吉浜 平右衛門(印)
		内野 岑吉(印)	加藤 今藏(印)
		内野 熊藏(印)	德江 竹藏(印)

徳江 兵右衛門 (印) 吉浜 恭三郎 (印)

加藤 新五郎 (印) 吉浜 房吉 (印)

吉浜 太郎衛門 (印) 吉浜 文吉 (印)

鈴木 徹藏 (印) 吉浜 常吉 (印)

吉浜 太郎吉 (印) 吉浜 亦次郎 (印)

吉浜 玉次郎 (印) 吉浜 藤口 (印)

岡村 初五郎 (印) 吉浜 八左衛門 (印)

吉浜 増五郎 (印) 岡村 庄藏 (印)

(吉浜俊彦氏蔵)

(注) 都筑郡中里村鉄金子利右衛門他六十二名から提出された十二月二十日付の同文の「請願書」がある。

一八 田畑地価修正請願書

田畑地価修正ノ請願

我国田畑地価ノ制タルヤ明治八年政府カ地租条例ノ法律ヲ發布シ田畑土地ノ丈量地位ノ瘠肥収穫ノ多少ヲ調査シ米価ノ平均額ヲ以テ地価地租ヲ定同九年始テ我国地租ノ税法ヲ実行シタルモノニテ其調査方法ニ至リテハ同一ノ規定ニ出テタリト雖モ各府県自ラ偏重偏軽アリ税率ノ重キニ失スルモノ不少殊ニ関東西ノ府県ノ内甚シキ等差アリ

ルヲ発見シ明治三十三年十一月帝国議會ノ開クルヤ関西大坂三重徳島ノ府県有志主唱者トナリテ田畑地価修正ノ義ヲ唱へ全国ノ府県ニ檄ヲ伝へ之ヲ遊説シ我県ノ如キモ之レニ同意ヲ表シ地価修正期成同盟会ヲ起シ之レニ応スルモノヲ府式拾三県ノ多キニ達シ茲ニ於テ貴衆兩院へ請願書ヲ提出シ修正ノ貫徹センコトヲ望ミ我カ県モ之レニ賛成ヲ表シ余ハ此事ニ関シ自力県下各郡ニ遊説シ一同ノ賛成ヲ得テ各郡二三名ノ代表者ヲ横濱ニ招集シ大会ヲ開キテ決議実行ヲナサンカ為メ各郡ニ委員若干名ヲ選出セシメ請願ニ対スル事務ヲ担任セシメ議會開会中滞京ノ事務所ヲ設ケ之レニ合宿シ運動ニ要スル經費ハ各郡ノ地価ニ応シ支出セシメ自分ハ各郡ノ推選ニ依リ本県代表委員長トナリ毎議會ニ出京滞在ヲナシ政府及貴衆兩院ニ迫リ請願書ヲ提出スルコト五回ノ多キニ至ル其他関東西各府県ノ本問題ニ対スル狀況ノ巡視ヲナシ奔走尽力セシコト五ヶ年ノ久シキニ涉リ終ニ願意貫徹シ政府モ之レニ同意ヲ表シ兩院ノ決議ヲ經テ式拾七年ニ於テ特別地価修正ノ法律ヲ發布セラレ本県ニ於テ地租額金四万余円ノ減租トナリ此余沢ヲ蒙リシハ我県民ノ幸福ト言フヘシ之レヲ要スルニ本問題ニ就キテハ余カ多年屈セス耐マス勳励ヲ尽セシ効果預テ力アリト言フモ敢テ過言ニアラス

(添田知義履歴公共事業概略「添田茂樹氏蔵」)